

申1号

第4回定期大会発言に基づく申し入れ 団体交渉(1回目)を行う!

1.「労使間の取扱いに関する協約(平成30年12月3日締結)を遵守し、団体交渉及び便宜供与の要請に対して速やかに対応すること。

- ・申し入れから7か月が速やかに対応したと言うつもりはないが、協約に則って対応する考えに変わりはない。遅いことや日程の提示がなかった指摘は受け止める。
- ・組合事務所の便宜供与については、使用を認める時に貸すのが基本という部分があるので、現時点で示せるようなものはないという回答になる。

3.新たなジョブローテーションの実施に伴い、希望を無視した異動等が多く発生していることから、施策の趣旨を踏まえ異動や担務変更を行う場合は本人希望を尊重すること。

- ・希望した職に就ける方、そうでない方もいる。しっかりと社員に寄り添って一緒にキャリアを考えていくことは引き続き対応していく。
- ・ジョブローテーションの異動がどうか明確な線を描くものではないと考えている。
- ・多様な経験をすることによって安全、サービスの行動に繋がるというところは引き続きわかってもらえるよう相互にコミュニケーションを取りながら対応していく。

7.常磐線全線運転再開における「帰還困難区域」であった富岡駅・浪江駅間の放射線量の推移と被ばく対策等について明らかにすること。また、当該区間において業務に従事する全社員を対象に定期的な健康調査を実施すること。

- ・線量の高いところは定期的に測定を行っている。工事着手前は高いところで $20 \mu\text{Sv/h}$ あったが、避難指示解除レベルの $3.8 \mu\text{Sv/h}$ を下回っていることを説明して業務にあたってもらっている。
- ・当社としてガラスバッジを持たせる若しくは健康診断の際に希望者に対しては血液検査を行う措置をとって不安の軽減に努めている。

9.緊急事態宣言が発令された自治体等において業務に従事する場合の措置として、「緊急事態手当(仮称)」を新設すること。なお、支給額は勤務1回につき4,400円とする。ただし、拘束時間が8時間未満の場合(拘束時間が支給対象となる2暦日にわたる場合を除く。)は2,200円、支給対象となる2暦日にわたり拘束時間が11時間以上の場合には6,600円とする。また、「緊急事態手当(仮称)」は、超過勤務手当と併給しないこととする。

- ・資金は非常に厳しい状況であり、国の判断である緊急事態宣言の発令と紐づけた手当の支給は考えていない。
- ・不安の解消に向けて感染症対策の基本に立ち返り、マスク着用、手洗いうがいなどの取り組みをしっかりとやっていく。

10.エルダー社員が安心して働ける環境を整える観点から、1年の病気休職を新設すること。

- ・私傷病休暇が180日というところでの対応という考え方は変わっていない。
- ・働けないことを前提に雇用するという事にはならないので、休職から引き続いて休暇ということには基本的にはならない。

2回目交渉は2月10日の予定です